



マイナちゃんの

○問合せ先 市民生活課住民係 ☎内線 124、127

《制度全般については》総務課行政係 ☎内線 322

# マイナンバーのおはなし

## 第4話 マイナンバーカードの中身



今回は、マイナンバーカードに主にどんな情報が入っているのかお話するね！



(表面)



カードの表には次のことが載ってるよ！

- 氏名・住所・生年月日
- カードの有効期限
- 顔写真

ここがICチップだよ！



カードの裏には12桁のマイナンバーが載ってるよ！  
あとは、ICチップが付いてるんだけど、一体どういう情報が入っているか知っているかな？



(裏面)



ICチップの中には、次の情報が入っているよ！

- 氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーなど
- 電子証明書など

だから、みんなの収入や口座の残高などの重要な個人情報は入っていないから覚えてね！

みんなの 熱意 & アイデアで まちづくり

## 元気なまちづくり活動を応援します！

— 松浦市元気なまちづくり活動支援費補助金 —

○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

松浦市では、市民皆さんが自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対し補助金を交付しています。平成22年からスタートしたこの事業では、これまでに延べ28事業を応援してきました。

平成28年度も、まちづくりに熱意やアイデアを持つ、多くの団体からのご提案をお待ちしています。

### ■補助金

1事業あたり100万円以内（ただし、人件費や工事費、団体の経常経費などは対象外）

### ■対象団体

市民や市内に勤務・通学する人が中心となっている5人以上の団体

### ■活動テーマ

次のいずれか1つ以上に該当すること。

- (1) 地域住民の交流推進
- (2) 地域協働活動の推進
- (3) 環境美化の推進
- (4) 地域の伝統文化の振興
- (5) 地域産業の振興
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 東日本大震災被災地の復興支援



- ・特定の個人団体の利益につながらない公益性のある事業
- ・団体が自発的に創意工夫を凝らして行う事業
- ・市内で実施または市内に波及効果をもたらすことができる事業

### ■提案・審査方法

- ①事前相談（電話または窓口）
- ②市指定の様式により事業計画書を作成、事業実施前までに事業提案
- ③提案受付から約2カ月の間に審査会を開催（提案団体からのプレゼンテーション実施）

### ■提案書受付期限

- ①7月以降事業開始 → 5月6日（金）
  - ②9月以降事業開始 → 6月30日（木）
  - ③11月以降事業開始 → 8月31日（水）（最終受付）
- ※事業開始時期に関わらず早めに提案することが可能です。補助金予算が無くなり次第受付を終了いたします。  
※7月以前に事業開始される場合はご相談ください。

### ■補助要件

次に掲げる条件をすべて満たしたまちづくり事業であること。

—住宅用火災警報器の定期的な点検を！—



【問合せ先】松浦市消防本部 ☎0956-72-1211

子どもには繰り返し防火教育を！

《火遊びによる火災の防止》

火は大切なものであると同時に、非常に恐ろしいものです。このことは、子どもに何度でも繰り返し教える必要があります。小学生になると行動範囲も広がり、大人の目を離れて遊ぶ時間も増えます。興味本位でマッチやライターで遊ばないことや、もし火災になったら家や命さえ失うことがあるということを、きちんと伝えてください。同時に、成長とともに正しい火の扱いについても教えていく必要があります。

火遊びによるちょっとした出火が大火災につながることもあります。この機会に、子どもたちに「火の怖さ」を改めて言い聞かせていただきたいと思えます。



▲ 少年消防クラブ合同研修による消火訓練

高齢者肺炎球菌予防接種を実施します

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係  
☎内線 168

接種希望の人は、直接医療機関へお申し込みください。

【補助対象者】

①平成29年3月31日時点の年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる人  
(健康保険証などで年齢確認が必要です。)

②接種当日に60歳以上65歳未満であって心臓や腎臓・呼吸器・免疫機能に一定の障害がある人  
(医療機関の窓口で、医師の診断書または身体障害者手帳の提示が必要です。)

ただし、上記の年齢に該当されている人でも過去に1度でもこの予防接種を受けたことがある人については、補助の対象外となります。

なお、65歳以上の人で上記以外の年齢の人については、来年度以降、順次、補助の対象となる予定です。

(すでに平成27年度までに対象となった人は除きます。)

※上記の対象者のうち、①に該当する人には、個別に案内通知を送付します。

【接種期間】4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

【接種料金】8,140円(自己負担4,000円、公費負担4,140円)  
ただし、生活保護受給者は無料となります。医療機関窓口で「生活保護受給者証」をご提示ください。

※その他詳細は個別通知に記載していますので、ご確認ください。



消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

光回線サービス乗り換えにご注意！

《事例》

①一週間前、「今、利用している光回線の月額料金が安くなる。」と電話勧誘を受けた。手続きは不要で特に工事も必要ないというし、もちろん電話番号も変わらないので大手電話会社の関連会社だと思い、光回線プロバイダー契約を了承した。昨日、郵送された書面を読んだら大手電話会社とは関係のない会社との契約だと分かった。不安なので契約を止めて大手電話会社との契約を続けたい。今後の勧誘も辞めてほしい。

②高齢で1人暮らしの母親が「電話料金が安くなる。」と勧誘されてIP電話(注1)を契約したが、月々の料金は安くなるどころか2倍以上となり、110番や119番などの緊急通報サービスが利用できず、解約したい。

《ひとこと助言》

・「電話料金が安くなると言われたのに、安くならなかった。」「パソコンがないのにインターネット接続サービスにも契約させられていた。」などの電話の回線契約のトラブルが、多く発生しております。勧誘時に「料金が安くなる。」等と“お得感”ばかり強調されたり、サービスの内容や仕組みが複雑で耳慣れない言葉が多く電話で説明されただけでは分かりにくくよく理解していないまま契約をしてしまい、トラブルになる例が増えていきます。

・このような電気通信サービスには特定商取引法が適用されないため、契約解除(クーリングオフ)の適用はありません。また、契約書に自署する義務はなく、口頭での申し込み後、契約書が届いてしまう場合があります。また、回線工事終了後に契約を解除しようとする、解約料を請求されるなど思わぬ結果になる可能性があります。

・大手電話会社だと思い、契約先が変わることやサービス内容の説明を十分に行わない業者からの電話勧誘では、仕組みを十分に理解できないまま契約してしまう恐れがあるので注意が必要です。電話だけで契約せず、業者に資料や内容を書面で求めて確認し、慎重に判断しましょう。また、必要がなければきっぱりと断りましょう。

(注1) IP電話とは、インターネット技術を活用し、音声をデジタル情報化してネットやケーブルテレビの回線で通話する仕組み。

※おかしいと思ったら、消費生活センターへご相談ください。